主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨(一)所論の各原判示の間には何等齟齬矛盾は認められない。また、原審挙示の証拠によれば、(二)所論の登記簿上の記載にかかわらず本件建物所有権が依然Dに存した事実を肯認することができるから、(二)の所論は、結局、原審における証拠の取捨、事実認定を非難するに帰する。そして(三)所論の原判決理由にいう「前掲証拠」が如何なる証拠を指すものであるかは、判文上おのづから明らかに認められるところであり、右各証拠によれば(三)所論の原判示事実を肯認することができる。論旨は、すべて採用できない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長都	裁判官	小	谷	勝	重
₹	裁判官	藤	田	八	郎
₹	裁判官	池	田		克
₹	裁判官	河	村	大	助
₹	裁判官	奥	野	健	_